

あわらし子ども会育成連絡協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、あわらし子ども会育成連絡協議会と称し、事務所をあわらし教育委員会に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力と研究により、地域社会の子ども会の健全な育成を図ると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、あわらし市内の単位子ども会育成会の代表者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 子ども会の運営と指導についての調査研究ならびに情報交換
- (2) 子ども会行事の共同企画実施
- (3) 関係機関との連絡提携
- (4) リーダー（ジュニアリーダー・シニアリーダーを含む）の育成
- (5) その他、必要と認める事項

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任理事 15名以内
- (4) 理事 20名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 会計 1名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は次の方法による。

- (1) 会長は、前年の常任理事会により選出し、総会で承認を得る。
- (2) 常任理事は前年の常任理事会により選出し、総会で承認を得る。
- (3) 副会長及び監事は常任理事の中から互選し、それぞれ総会で承認を得る。
- (4) 理事は別表1に掲げる学校区から選出し、総会で承認を得る。

(役員職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
- 3 理事は会務を掌り第2条の目的達成のため企画運営にあたる。ただし、軽易な業務は会長が専決しこれを役員会に報告する。
- 4 監事は、本会の庶務会計を監査する。

(役員任期)

第8条 会長の任期は2年とし再任を妨げない。

2 副会長・監事の任期は1年とし再任を妨げない。

3 常任理事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

4 理事・会計の任期は1年とし再任を妨げない。

5 役員に欠員を生じ、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、通常総会と臨時総会および常任理事会とする。

2 通常総会は毎年1回、臨時総会および役員会は必要に応じ会長が招集し次の事項を協議する。

(1) 事業運営(予算・決算含む)に関する事。

(2) 事業計画に関する事。

(3) 会則の改廃に関する事。

(4) 役員改選に関する事。

(5) その他重要事項。

3 会議の議長は、会長が務める。但し、総会においては選出した議長が務める。

4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(財務)

第10条 本会の経費は、会費、補助金その他寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

(表彰)

第13条 本会は、必要に応じ、あわら市子ども会育成連絡協議会表彰規程に則り表彰することができる。

附 則

1 この会則は、平成16年4月1日から実施する。

2 平成17年4月22日一部改正

3 平成18年4月28日一部改正

4 平成20年5月23日一部改正

5 平成21年5月1日一部改正

6 平成23年4月25日一部改正

7 平成25年5月16日一部改正

8 平成29年4月20日一部改正

9 令和2年4月24日一部改正

別表 1

学校区	理事数	備考
金津小学校区	5	
細呂木小学校区	1	
伊井小学校区	1	
金津東小学校区	2	
芦原小学校区	3	
本荘小学校区	2	
北潟小学校区	1	
シニアリーダー	数名	

・理事数は、生徒数に応じて下記のとおりとする。

～100名 1名

～200名 2名

～300名 3名

～400名 4名

～500名 5名